

インパクト	アウトカム（長期／中期／短期）			アクティビティ（取組）
<p>建築規制制度の実効性を確保し、建築物の安全性が確保され、良好な住環境が整備されていること</p>	<p>1 設計施工段階の建築物の適法性が確保されていること</p>	<p>I 建築確認から検査までの建築規制の実効性が確保されていること</p>	<p>(1) 迅速かつ適確な建築確認審査が徹底されていること</p> <p>(2) 中間・完了検査が徹底されていること</p> <p>(3) 工事監理業務が適正化・徹底されていること</p>	<p>① 円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理</p> <p>② 指定機関との相互の情報交換等による連携の確保</p> <p>③ 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化</p> <p>④ 検査未受検の建築物の建築主に対する督促等の実施</p> <p>⑤ 中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会</p> <p>⑥ 工事監理状況報告書提出義務の周知徹底</p> <p>⑦ 工事監理業務の重要性の周知徹底</p>
		<p>II 指定確認検査機関、建築士事務所等への指導監督が徹底されていること</p>	<p>(1) 指定確認検査機関等に対する指導監督が徹底されていること</p> <p>(2) 建築士・建築士事務所に対する指導監督が徹底されていること</p>	<p>⑧ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査（抜き取り調査等を含む）</p> <p>⑨ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準の公表とこれに基づく指導監督や処分の徹底</p> <p>⑩ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等の公表</p> <p>⑪ 不適当な行為等の内容に応じた、指定権者、委任権者及び資格者の登録権者に対する情報共有</p> <p>⑫ 建築士及び建築士事務所に対する指導監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施</p> <p>⑬ 計画的な建築士事務所への立入検査の実施</p> <p>⑭ 定期講習の受講促進等の周知徹底</p> <p>⑮ 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導監督</p> <p>⑯ 建築士又は建築士事務所の違法行為等に関し把握した情報について報告聴取等を行い、建築士法等に違反する可能性が高いと判断される場合における国土交通省又は都道府県知事に対する情報共有</p>
		<p>I 違反建築物対策等が徹底されていること</p>	<p>(1) 違反建築物対策が徹底されていること</p> <p>(2) 違法設置昇降機の安全対策が徹底されていること</p>	<p>⑰ 違反情報、違反対応に関する国、都道府県との情報共有、特定行政庁間での情報共有</p> <p>⑱ 違反建築物に関与した建築士、建築士事務所、施工者等に係る調査（又は事情聴取）の実施</p> <p>⑲ 関係機関との違反建築物に関する情報共有や合同立入検査の実施等の連携体制の確保</p> <p>⑳ 違反建築物のパトロールの実施</p> <p>㉑ 違反建築物に係る是正指導の徹底</p> <p>㉒ 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携等による違法設置昇降機の把握</p> <p>㉓ 構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底</p>
		<p>II 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じて安全性が確保されていること</p>	<p>(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じて安全性が確保されていること</p>	<p>㉔ 定期報告制度の周知徹底</p> <p>㉕ 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備及びデータベース化</p> <p>㉖ 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底</p> <p>㉗ 未報告建築物に係る報告徴収、立入検査の実施</p> <p>㉘ 検査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施</p> <p>㉙ 定期報告受付等のためのシステム整備の推進</p>
			<p>(2) 建築物に係るアスベスト等の対策が推進されていること</p>	<p>㉚ アスベスト対策の周知徹底</p> <p>㉛ アスベストを有する建築物に係るデータベース化</p> <p>㉜ アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の検討又は整備</p> <p>㉝ アスベスト対策関係部局との連携</p>
			<p>(3) 既存建築ストックの安全性が向上され、有効活用がされていること</p>	<p>㉞ 既存不適格建築物に対応する法制度、施策の周知徹底</p> <p>㉟ 既存不適格建築物の安全性向上の必要性の周知</p> <p>㊱ 確認申請図書や検査済証等の保存の重要性の周知</p> <p>㊲ 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導の実施</p> <p>㊳ 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用</p> <p>㊴ 既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備</p> <p>㊵ 既存建築物の現況調査ガイドラインの周知及び調査結果の活用</p> <p>㊶ 令和4年の建築基準法改正を踏まえた大規模の修繕、大規模の模様替に係る建築確認制度の適確かつ円滑な遂行及び周知徹底</p>
<p>3 持続可能な建築行政が構築されていること</p>	<p>I 事故・災害時の対応ができること</p>	<p>(1) 事故対応ができること</p>	<p>㊷ 関係団体等外部組織との協力体制の整備</p> <p>㊸ 事故発生情報を迅速に把握するために消防部局、労働基準部局等との連携体制の整備</p> <p>㊹ 円滑な事故調査を実施するために関係機関との連携体制の整備</p> <p>㊺ 事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導及び国土交通省（又は都道府県）への情報提供</p> <p>㊻ 立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底</p>	
		<p>(2) 災害対応ができること</p>	<p>㊼ 災害時の連絡体制等の整備</p> <p>㊽ 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供</p> <p>㊾ 被災建築物応急危険度判定士の確保</p> <p>㊿ 被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上</p> <p>㋀ 広域的な被災建築物応急危険度判定士の派遣体制の確保</p> <p>㋁ 被災建築物応急危険度判定に係る訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底</p>	
	<p>II 執行業務体制が整備されていること</p>	<p>(1) 内部組織の執行体制が整備されていること</p>	<p>㋂ 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施</p> <p>㋃ 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成</p> <p>㋄ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事の確保</p>	
		<p>(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制が強化されていること</p>	<p>㋅ 関係機関との連携による執行体制の強化</p> <p>㋆ 指定機関との連携による執行体制の強化</p> <p>㋇ 建築士会、建築士事務所協会との連携による執行体制の強化</p> <p>㋈ 日本建築行政会議との連携による執行体制の強化</p>	
		<p>(3) データベースが整備・活用されていること</p>	<p>㋉ 建築士、建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理</p> <p>㋊ データベース分析による課題抽出と施策検討</p> <p>㋋ 指定確認検査機関とのネットワーク構築</p> <p>㋌ 建築行政手続の電子化の推進</p> <p>㋍ 確認審査報告の電子化の推進</p> <p>㋎ 中間検査、完了検査のリモート化への対応を検討</p>	